

令和8年度 共同生活援助事業所ぴあ 事業計画書

(共同生活援助事業)

第1 基本方針

共同生活援助事業所ぴあは、ご利用者一人ひとりの尊厳の保持と自己決定の尊重を基本とし、日常生活および社会生活において意思や希望が適切に反映される支援を行います。

支援サービスの提供にあたっては、個別支援計画の適切な作成および継続的なモニタリングを通じて支援の質の向上を図ります。また、生活支援では十分な説明と時間の確保に努め、最善の利益に資する意思決定支援を実践するとともに、多様化するニーズや障がい特性に配慮した支援を推進します。

一方で、世話人をはじめとする慢性的な人材不足が続く状況を踏まえ、業務の効率化や支援体制の見直しを進め、持続可能な運営体制の構築に努めます。あわせて、虐待防止及びリスクマネジメント体制を強化し、安全・安心な生活環境の確保と地域連携の推進を図ります。

つきましては、令和8年度の重点項目を以下のとおり進めます。

1 本人主体の支援の推進

ご利用者一人ひとりの意思や希望、価値観を尊重し、日常生活および社会生活における自己選択が適切に反映される支援を行います。また、意思確認にあたっては十分な説明と時間を確保し、個別支援計画の作成・見直しにおいて本人の意向を明確に位置づけ、自己決定を支える支援を推進します。

2 権利擁護及び虐待防止の強化

虐待防止委員会の定期開催、職員研修の実施、身体拘束等適正化の徹底をとおして、権利擁護意識の向上を図ります。日々の支援の振り返りと情報共有を徹底し、不適切支援の未然防止と早期発見に努めます。

3 共同生活住居の再編と運営体制の最適化

世話人の確保が困難な状況を踏まえ、安定的かつ効率的な事業運営を図るため、少人数ホームの統合を含めた共同生活住居の再編を検討します。また、職員配置の適正化と業務の効率化を図り、限られた人員でも質の高い支援が継続できる体制を整備するとともに、ご利用者の生活環境に配慮しながら持続可能な運営基盤の確立を目指します。

4 地域連携と社会参加の促進

相談支援事業所などの関係機関と連携を強化し、地域資源を活用した支援体制を重視した支援を行います。また、地域活動や交流の機会を創出し、ご利用者が地域社会の一員として主体的に生活できるよう支援します。

5 危機管理体制の強化

災害、感染症、事故等を想定した訓練を実施し、事業継続計画（BCP）の実効性を高めます。緊急時の連絡体制や対応手順を再確認し、安全・安心な生活環境の維持と安定した事業運営を図ります。

6 食事提供体制の再構築

世話人の人材難な状況や感染症発生時の対応課題を踏まえ、ご利用者に対し安定的かつ持続可能な食事提供体制を確保するため、現行の調理体制を見直し外部委託業者による食材仕入れを活用したクックチル方式へ段階的に移行を進めます。

第2 組織と利用者状況

1 組織の概要

ご利用者の障がい特性を踏まえたサービスを提供するとともに、安定的な事業所経営を遂行するために、次の組織体制を進めます。

(1) 事務係

事務係は、事業所運営の庶務、会計、管理を行い、ご利用者への間接的な支援と経営管理を行います。

(2) 生活支援員

生活支援員は、巡回支援等を通して、地域生活場面等における支援と健康管理を中心にサービス提供を行います。

(3) 世話人

世話人は、主に食事の提供や生活面の支援と健康管理及び相談等を行います。

(4) 職員配置状況（令和8年4月1日現在）

区 分	管理者	サビ管	生活支援員	世話人	総務	計
男 性	1	(2)	6	(6)		7 (8)
女 性			9	13 (9)	(2)	22 (11)
計	1	(2)	15	13 (15)	(2)	29 (19)

※ () は兼務職員

2 会議等の体制

(1) 次の会議、委員会を設置し、利用者支援のサービス向上に努めます。

- ・ 地域支援会議 (サービス管理責任者、生活支援員、世話人)
- ・ ケース会議 (支援係担当者)
- ・ 生活委員会 (支援係担当者 ※ご利用者代表)
- ・ 防犯・防災対策委員会 (支援係担当者)
- ・ 虐待防止委員会 (支援係担当者)
- ・ 衛生管理委員会 (支援係担当者)

(2) 研修会

- ・ 施設内研修会 (随時)
- ・ 関係機関・団体・その他の研修参加 (随時)
- ・ 研究調査・ケース研究 (随時)

3 ご利用者の状況（令和8年4月1日現在）

(1) 各共同生活住居における利用状況

区 分	ぴあ	えーる	はるか	ういんぐ	あゆみ	らいふ	あおば	ひかり	合計
男 性	7	4			1		6	4	22
女 性			6	6	3	5			20
計	7	4	6	6	4	5	6	4	42

(2) 障害支援区分等

区 分	障がい程度			障害支援区分							
	A	B	計	非該当	1	2	3	4	5	6	計
男 性	5	17	22	0	0	2	13	5	1	1	22
女 性	5	15	20	0	0	2	10	6	1	1	20
計	10	32	42	0	0	4	23	11	2	2	42

(3) 年齢別

区 分	～20 未満	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70 以上	最高 年齢	最少 年齢	平 均
男 性	0	1	3	4	3	6	5	79 歳	22 歳	55.8 歳
女 性	2	1	0	2	6	6	3	76 歳	18 歳	55.1 歳
計	2	2	3	6	9	12	8			55.5 歳

(4) 障がい別

区	てんかん	自閉傾向	統合 失調症	身体 障がい	ダウン症	視 覚 障がい	聴 覚 障がい	内部疾患	体幹機能	強度行動 障がい	心因反応	その他
男 性	2		4				2					1
女 性	3		4	2								1
計	5		8	2			2					2

第3 事業と運営方針

1 事業の内容

共同生活援助事業 定員42名

共同生活住居8ホーム、サテライト型1カ所

2 運営方針

(1) 事務部門

項 目	事業内容	具体的な内容
事業運営	健全な財政基盤 と事業運営	収支状況の定期的な分析と課題の把握に努め、適正な予算執行と経費の見直しを徹底します。またコスト管理を強化するとともに、入居率の安定的な確保を図り経営の効率化を推進することで持続可能で強固な経営基盤の確立を目指します。
	計画的な建物等 の保全管理	建物及び設備について、定期的な内外点検を実施し、破損や劣化の早期発見に努めます。必要に応じて速やかに修繕・改修を行い、安全で快適な生活環境の維持を図ります。 また、予算措置を要する修繕箇所が発生した場合には、優先順位や実施時期を整理し、計画的かつ適切に対応します。 (主な事業)・グループホームあゆみ壁塗装工事 ・グループホームあおば屋根塗装工事
	共同生活住居の 再編	世話人の確保が困難な状況を踏まえ、安定的かつ効率的な事業運営を図るため、少人数ホームの統合を含めた共同生活住居の再編を検討します。
	危機管理体制の 高度化	ご利用者が安心して生活できる環境のさらなる充実を図るため、防災・防犯体制の強化に取り組みます。また、災害や感染症の発生を想定し、業務継続計画（BCP）の定期的な見直しを行うとともに、実践を想定した訓練を計画的に実施し、対応力の向上を図ります。
	食事提供体制の 再構築	衛生管理の徹底と食事内容の均一化を図るとともに、感染症発症時の職員の業務負担を軽減し、ご利用者へ柔軟かつ継続的な食事提供が可能となる体制を整備するために、食材の外部仕入によるクックチル方式へ段階的に移行します。
	地域連携推進会 議の開催	サービスの質の向上と事業の透明性の確保を図るために、地域連携推進会議を開催し、事業所の取り組みやサービス提供状況について地域や関係機関と情報共有・意見交換を行います。また、事業所見学をとおして外部の視点から確認や助言をいただき、支援体制の充実を図ります。

事業運営	人材の確保と育成	安定した支援体制を維持するため、計画的な人材確保及び定着支援に取り組みます。求人媒体の活用や関係機関との連携強化により採用活動を推進するとともに、勤務体制の見直しを行い、応募しやすく働きやすい環境づくりを推進します。
	健康増進と予防的支援の推進	心身の健康維持と疾病予防を目的として、定期健康診断（ご利用者：年2回、職員：年1回）及び生活習慣病検診を実施します。異常が認められた場合には、早期受診や継続的なフォローを行い、重症化の予防に努めます。

（２）生活支援部門

生活支援サービス	本人主体の意思決定支援の推進	ご利用者一人ひとりの意思形成過程を大切にし、日常生活および社会生活における選択が主体的に行えるよう支援体制の充実を図ります。意思決定に必要な情報を分かりやすく提供するとともに、複数の選択肢を提示し、十分に検討できる環境を整えます。
	虐待防止・権利擁護の徹底	日常的な支援の振り返りを行い、不適切支援の未然防止に努めます。虐待防止研修の実施および事例を通じて職員の権利擁護意識を高め、ご利用者の尊厳を守る支援を徹底します。
	年齢層に応じた個別対応の強化	若年のご利用者には社会性の向上や生活スキル習得を重視した支援を行います。また、高齢のご利用者には身体機能や健康状態に配慮した生活支援を実施するなど年齢層に応じた支援内容の見直しを行い、安心して生活できる環境を整えます。
	支援体制の強化	慢性的な人材不足を踏まえ、業務の効率化や役割分担の見直しを行い、限られた人員でも質の高い支援が継続できる体制を整備します。また、情報共有の徹底とチーム支援の強化により、支援の安定化を図ります。
保健衛生	感染症対策と健康管理の充実	感染症予防のための衛生管理を徹底し、発生時には迅速な情報共有と対応を進めます。日常的な健康観察を継続し、重症化予防および生活の安定維持に努めます。
生きがい社会参加	社会参加と地域交流の推進	地域活動や行事への参加機会を創出し、ご利用者の社会参加を支援します。また、ご利用者同士や地域住民との交流を通じて孤立を防ぎ、地域社会の一員として生活を支えます。
食事提供	食事サービスの提供	朝食および夕食については、世話人とご利用者が可能な範囲で共同で調理を行い、家庭的な食事環境の中で良好な人間関係の構築を図ります。さらに衛生管理の徹底と食事内容の平準化を図るとともに、ご利用者へ安定的な食事提供を推進します。
家族会	家族会の運営と連携	家族会と事業運営や支援状況の報告、意見交換をとおして、ご家族との信頼関係を深め、事業所とご家族が協働できる環境に努めます。
地域移行	自立対策	共同生活住居からの自立を希望するご利用者に対して、地域生活に必要なスキルアップの取り組みを適切に支援します。

令和8年度 共同生活援助事業所 ぴあ 組織機構図

